

# 第一回 参議院人事委員会議録 第四号

昭和二十五年十二月十六日(土曜日)午前九時四十五分開会

○一般職の職員の給與に関する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木下源吾君) それではこれより委員会を開会いたします。

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案の質疑を願います。

○森崎隆君

浅井総裁が参られておりますので、私からお尋ねしたいと思います。

その前に一言総裁に申上げたいことは、今度の給與の問題につきましては非常に本委員会におきましては重大な問題と思いまして、終始まじめにこれまで検討を加えて参つたのであります。前臨時国会におきまして総裁は一度しか出席されておりません。この問題は人事院に直接関係のあることなどでございますので、委員会がありますれば出席を我々から要望すると否とにかかわらず是非出席して頂きたかった。並びに今回の本国会が開かれまして後に数回こうして審議をして参つたのでありまして、総裁の御出席を終始熱望していたのであります。ところいろ／＼公務御多端なことは思いましたが、到頭御出席を頂けなかつたことは非常に私は残念に思つております。今朝初めてお目にかかりましたので、今後とも一つ我々も力一杯や

りますが、こういう問題につきまして是非とも一つ委員会にはしば／＼御出席なされまして、お互に協力いたしまして何とか適正な公務員のための給與体系を作り上げて行きたい、こう思つておられますので、よろしく一つ御出席をお願いいたしたい。

次にお尋ねいたしますが、私の総裁に特にお尋ねいたしましたことは、極く短かい簡単なことでございますが、併しその内容といたしましては、私は非常に重要な性質のものであると思いまます。若しこの問題を本当に深く掘り下げまして御返答頂くならば、或いは人事院そのものの存在価値にまで私は触れなければいけない問題であろうかと伺いたいと思います。

○説明員(浅井清君) お答え申上げま思いますが、これにつきましては一ヶ月以降におきまして篤とお互に相談りたいと思いますが、今日は今度の人事院そのものの存在価値にまで私は触れなければいけない問題であります。先ずそれはこの人事院の勧告が政府の案によつてどの点が容れられています。先ずそれはこの人事院の

といたしましても、この程度で忍び得るのかどうか。絶対にこれに承服できないという観点に立たれるのかどうか。こういう点につきまして忌憚ない

りませんが、ただごとく、実施上種々の困難がござりますが、ただその困難は万難を排しまして何とか適正な公務員のための給與体系を作り上げて行きたい、こう思つておられますので、よろしく一つ御出席をお願いいたしたい。

次にお尋ねいたしましたが、私は

非常に重要な性質のものであると思いまます。先ずそれはこの人事院の勧告が政府の案によつてどの点が容れられています。先ずそれはこの人事院の

といたしましても、この程度で忍び得るのかどうか。絶対にこれに承服できないという観点に立たれるのかどうか。こういう点につきまして忌憚ない

りませんが、ただごとく、実施上種々の困難がござりますが、ただその困難は万難を排しまして何とか適正な公務員のための給與体系を作り上げて行きたい、こう思つておられますので、よろしく一つ御出席をお願いいたしたい。

次にお尋ねいたしましたが、私は

す。これは人事院の持つておりまするが、この点は政府案に取入れられておりません。第二点は特別号俸の調整でございまして、これは人事院では反対をして参りました。この二点が政府案に取入れられない点でございました。従いまして人事院といたしましては、この二点に対しまして率直に強く政府案に反対の見解を、御質疑に応じ申上げた次第でございますが、さて最前から繰返しますように、国会が法律として御制定になりました以上は、我々もはやこれを批判すべき性質のものではなくして、先頃申しましたように万難を排して誠実にこの法律の履行に当りたいと思つております。

なお最後に附加えさせ頂きたいと思ひますが、この人事院案を政府案に入れなかつた主な点、二点に種々なる論議がございましたが、その主な点は主として財政上の問題即ち給與予算がこれ以上増額し得なかつたという財政上の問題であるやに存じます。然らば私は人審院といたしましては、国会及び内閣においてこの上とも御工夫を加えられまして、公務員の利益のために将来この法律を成るべく早く一層よきものにせられんことを切望いたすものであります。

○委員長(木下源吾君) 別に御発言もございませんようですから質疑は盡きたものと認めて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下源吾君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のおありのかたはそれへ賛否

をお述べを願います。な

お修正意見がございましたら、討論中

に

を明らかにしてお述べを願います。な

が国会及び内閣に対し勧告した給與計画を原則的に尊重し、「と言つている

が、正しくはこれは部分的に尊重したこと改められるべきであると思うのであ

ります。事実部分的にはこれを尊重しておられます。例えば地域給の暫定措置

が国会に提出されたときに、最高裁判所の五分引下げのとき、最も低の幅を更に拡大した俸給額の決定のとき、結局は自己に有利な部分だけ

あります。例えは、地元の勤務地に転じた場合、本俸が他の人々より地域給の分だけ不当に高いという奇

現象を生ずることでございます。これで、前の大蔵省給與局長今井一男君が去る一日の衆議院における公聽会

に出席され、前の大蔵省給與局長今井一男君が、正しくはこれは部分的に尊重したこと改められるべきであると思うのであ

る。私は只今上程の本案に対する反対をいたします。

○千葉信君 私は只今上程の本案に対する反対をいたします。

去る一日の衆議院における公聽会

にお述べを願います。な

が、正しくはこれは部分的に尊重したこと改められるべきであると思うのであ

ります。事実部分的にはこれを尊重しておられます。例えは地域給の暫定措置

が国会に提出されたときに、最高裁判所の五分引下げのとき、最も低の幅を更に拡大した俸給額の決定のとき、結局は自己に有利な部分だけ

あります。例えは、地元の勤務地に転じた場合、本俸が他の人々より地域給の分だけ不当に高いという奇

現象を生ずることでございます。これで、前の大蔵省給與局長今井一男君が去る一日の衆議院における公聽会

に出席され、前の大蔵省給與局長今井一男君が、正しくはこれは部分的に尊重したこと改められるべきであると思うのであ

ります。事実部分的にはこれを尊重しておられます。例えは地域給の暫定措置

が国会に提出されたときに、最高裁判所の五分引下げのとき、最も低の幅を更に拡大した俸給額の決定のとき、結局は自己に有利な部分だけ



にこの法案の改正をせられまして、人事院の出されましたところの案に最も新しいものに修正せられんことを希望して、反対の意見とする次第であります。

○紅露みつ君

私も本改正案に反対をいたすものでございます。簡単に理由を申上げますと、もうすでに言い盡されておると思うのでございますが、私は当初から人事院の勧告を支持して参つたのでございます。それは人事院といふ機関が特に設けられておるという意義を尊重するゆえんでもあります。而も本案の審議が進むに連れまして明らかになりましたことは、只今浅井人事院総裁からもお話をありましたように、政府と人事院の間にこの給與法を改正するに当りましての根本理念が全く対立をいたしまして、政府は人事院の考えておりますところを全く無視されて、反対の方向を取られたといふことでござります。即ち給與のカーヴでありまするが、これにも一応うなづける点がないではありません。併しながら私はやはり人事院が申されまするようには段階におきましては、まだ不幸なことに一般職の給與は生活給の域を脱しておらない実情にあると、かように考えまするので、今暫らくのところは上下を通じまして共に苦難を忍んで行かなければならぬ、かような考えに立つておりますので、これが第一の反対の理由でございます。

第二の理由は、只今もだん／＼申上げましたように、号俸調整の切替えによつて生ずるところの不合理な点であります。政府の御答弁とか、御説明を伺つておりますと、それは法の実施

に際して不公平のできないよう考慮して行くと、かのようにたび／＼伺つたのでござりまするが、それにつきましては本会議におきまする討論に

よりまして終始一貫流れておると、かのように考えるものでございます。かような不完全にして不合理な法案が通りました場合に、政府の言われまするよ

うな考慮を以てして、この非科学的な

行き方を以てして、果してその調整が

うまく行くであらうかどうか、というこ

とを甚だ懸念するものでございます。

又一面におきましては法の制定に当りましては、これはすべからく一目瞭然

その内容がはつきりわかるよう成文

化されなければならないのであるうと

いう考え方を持ちますところから、本

案にはどうしても同意できかねるので

ございます。

最後に政府に、又人事院に希望を申

述べて置きたいことは、かようなこと

になりましたのは、これは全くその連

絡が悪かつたということが考えられる

のでありますて、今後におきましても

こうした問題はあとを断たないことで

ございましょうし、この案にいたしま

してからがこれがもう少し完全なもの

になるよう後にいたさなければなら

ないと皆考えておるのでございます

て置きたいと存じます。

〔笑われるぞ」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下源吾君) 多数でござい

ます。よつて本案は原案通り可決すべ

きものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭

報告の内容は、本院規則第百四條によ

つてあらかじめ多数意見者の承認を経

なければならぬことになつております

が、これは委員長において本案の内

容、本委員会における質疑応答の要

旨、討論の要旨及び表决の結果を報告

することとして御承認を願うことに御

異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下源吾君) 御異議ないも

のと認めます。

それから本院規則第七十二條によつて、委員長が議院に提出する報告書について、多数意見者の署名を附するこ

とになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

加藤 武徳

早川 慎一

石原幹市郎

瀧井治三郎

平岡 市三

岡部 常

小野 哲

木下 源吾君

署名漏れはない

か。

○委員長(木下源吾君) 他に御発言ございませんか。……別に御意見もない

ようでございますから、討論は終局を

いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下源吾君) 御異議ないも

のと認めます。

それでは本日はこれを以て散会いた

します。

〔拳手者多數〕

○委員長(木下源吾君) 多数でござい

ます。よつて本案は原案通り可決すべ

きものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭

報告の内容は、本院規則第百四條によ

つてあらかじめ多数意見者の承認を経

なければならぬことになつております

が、これは委員長において本案の内

容、本委員会における質疑応答の要

旨、討論の要旨及び表决の結果を報告

することとして御承認を願うことに御

異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下源吾君) 御異議ないも

のと認めます。

それから本院規則第七十二條によつて、委員長が議院に提出する報告書について、多数意見者の署名を附するこ

### 委員

午前十時二十九分散会  
出席者は左の通り。

委員長 木下 源吾君  
理事 加藤 武徳君  
千葉 信君

石原幹市郎君  
瀧井治三郎君  
平岡 市三君  
森崎 隆君  
重盛 寿治君  
岡部 小野 哲君  
大隈 信幸君  
紅露 みつ君

政府委員  
内閣官房副長官  
人事院総裁 浅井 清君  
興局次長  
説明員  
人

内閣官房副長官  
人  
興局次長  
説明員  
人

委員長(木下源吾君) 他に御発言ございませんか。

○加藤武徳君 私は自由党を代表いた

理由を申上げざるを得ない次第でございませんか。

○委員長(木下源吾君) 他に御発言ございませんか。

昭和二十六年一月十四日印刷

昭和二十六年一月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所